

## 監査報告書の透明化について

平成 29 年 7 月 31 日

ひびき監査法人

公認会計士 渡部 靖彦

### 1. はじめに

金融庁は、2017年6月26日、監査人が企業の財務状況を確認し発行する監査報告書の透明化に向けて、具体的な議論を始めることを発表しました。投資家等が会計監査上の重要な虚偽表示リスクや監査人の対応に関する情報を入手しやすくすることを目指すものであります。

金融庁は、企業の会計不祥事が相次ぐなか、「会計監査の信頼に疑念を抱いている」との声が高まっていることを受けて、監査報告書の透明性を一気に高めようとしています。現在の監査報告書は、財務諸表が適正かどうかなどの二者択一方式で簡潔明瞭な記載にとどまり、海外の企業買収に絡むのれんの減損処理の経緯や内部統制の有効性などの財務状況を左右する重要ポイントについて、監査人がどう判断し、どう対応したかを記載していません。

しかし、欧米では、重要な虚偽表示リスクが潜む事項について、具体的に記載するよう監査人に義務づける基準改訂が進んでいます。

### 2. 海外の監査報告書の透明化の変遷

日本に最も影響力を及ぼすであろう米国の公開会社会計監督委員会（Public Company Accounting Oversight Board（以下「PCAOB」という。））は、2013年8月に公表した「監査報告書に関する基準」の改正公開草案に対する「再公開草案」を2015年第3四半期に公表すると、2015年3月に発表していましたが、その後、民主党政権から共和党政権へ移行しその成り行きが注目されていきましたところ、遂に、2017年6月1日に「監査報告書に関する改訂基準」を公表しました。PCAOBは、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board（以下「IAASB」という。））が、国際監査基準（International Standard on Auditing（以下「ISA」という。））において定めた「監査上の主要な事項」（Key Audit Matters（以下「KAM」という。））に相当する「監査上の重要な事項」（Critical Audit Matters（CAM））の記載を新たに要求するなどの改訂を行いました。これは、証券取引委員会（Securities and Exchange Commissions（SEC））の承認を経て効力が発生し、2019年6月30日以降終了する事業年度の監査から段階的に始まる予定との報道であります。この影響を受け、日本でもKAM導入に向けた議論が加速しそうです。

このような監査報告書の透明化は、監査人からのより詳しい情報を求める投資家等の声

が大きくなっていくことを踏まえ、一部の国では監査報告書に監査プロセスにおいて監査人が特に注意を払った事項である KAM などの記載を盛り込む取組みとして数年前から始まって来ました。欧米での議論に応える形で、IAASB は、2006 年以来、共同委託研究、2 回にわたるコンサルテーション・ペーパー「監査報告の価値の強化」、「監査報告書の改善」の公表等の慎重な作業を積み重ね、2015 年 1 月には、公益監視委員会（Public Interest Oversight Board (PIOB)）の承認を受け、今回の ISA における監査報告書改革の最大の変更点である ISA 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」（Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report）を新設し、監査人に対し、監査報告書において KAM についてコミュニケーションを行うことを求めており、ISA 260 「統治責任者とのコミュニケーション」（Communication with Those Charged with Governance）が 2016 年 12 月 15 日以降終了する事業年度より適用されています。

英国では、ISA 701 の公表に先行して、英国財務報告評議会（Financial Reporting Council (FRC)）が、2013 年 6 月に監査基準を改訂し、ISA 701 の KAM に相当する記載事項を含む「長文化した監査報告書（Extended auditor's Reports）」の作成規定を導入しています。また、2015 年 3 月 2 日には規定導入から一年を経過したところで、長文化した監査報告書の実施状況をレビューし、その結果が報告されています。

### 3. 監査報告書の透明化の背景

監査報告書の透明化の議論は 2008 年の金融危機（リーマンショック）を一つの大きな背景としています。当時、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions (IOSCO)）や各国政府・議会等により、金融危機に際して監査人は何をしていったのかという批判が寄せられていました。無限定適正意見を表明するまでに、監査人が重要な虚偽表示リスクのいかなる事項を検討し、いかなる対応を図ったのかを監査報告書の記載文面からは全く読み取れないので明らかにしてほしいと財務諸表利用者から要請されるようになりました。

従来、監査報告書については色々と議論されてきましたが、「財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段」であるとともに、「監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段」として、オピニオン・レポートと理解されてきました。監査報告書に関する規程は、監査人にとって規範性を有すると同時に、監査人の視点を重視されたものになっていました。そうすることで、一般投資家等が理解しやすいと考えられていたことによるものであります。

そのため、我が国の監査報告書には、財務諸表の適正性や監査の方法以上の情報が含まれていません。株主等が必要とする情報として、監査人として適正意見は出していますが、どこに重要な虚偽表示リスクがあり、それに対してどのように対応したかの情報がありません。これは、財務諸表利用者と監査人の間に存在する「情報の非対称性」によるものであり、

往々にして、監査の失敗が発生した場合には、期待ギャップとなりその解消のため説明が求められていました。

#### 4. 監査報告書の透明化改革の論点

今般の監査報告書改革は、ISA の用語で言えば、「監査上の主要な事項 KAM」を監査報告書に記載することに特徴があります。KAM は、当年度の会計監査において、監査人の視点から見た重要な虚偽表示リスク情報とそれに対していかに監査上対応したかを監査報告書に記載するものであります。KAM は監査人の職業的専門家としての判断において、当年度の監査プロセスで企業の「ガバナンスに責任を有する者（統治責任者）」(Those Charged with Governance)（監査委員会の委員）とコミュニケーションをした事項の中から特に重要であると判断した事項から決定されます。なお、ここでいう「ガバナンスに責任を有する者（統治責任者）」とは、日本では監査役若しくは監査役会、監査委員又は監査等委員会（以下「監査役等」という。）になります。また、ISA 新基準では KAM に関して次の 3 つの記載を求めています。

- (1) 財務諸表に関連する情報が開示されている場合、当該情報を参照し、下記を記載
- (2) 当該事項が監査にとって重要であり、KAM であると判断した理由
- (3) 当該事項に対する監査上の対応

こうして KAM を通じて、監査報告書の読者であり、それと同時に財務諸表の利用者でもある株主や投資家に対する情報提供を図ろうというものであります。

既に、制度が導入されている欧州で KAM として挙げられているのは、収益認識、のれんの減損、税効果、資産の減損（のれん以外）、金融商品、投資の評価、引当金、年金等、経営者の判断や見積りが関与する度合いの高い項目であります。

#### 5. 我が国の監査報告書の透明化の動向

東芝の不正会計等を受けて、金融庁は 2015 年 10 月に「会計監査の在り方に関する懇談会」を立ち上げ、会計監査の信頼性を確保する必要な取組みについて幅広く議論していました。そして、2015 年 3 月 8 日、同懇談会の提言で株主等に対する会計監査の内容などに関する情報提供を充実させる観点から監査報告書の透明化が検討課題に挙げられたことを受け、金融庁は 2016 年 9 月から 5 回にわたり日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会などと意見交換を行ったところであります。

##### (1) 議論の概要

意見交換では、KAM の記載によって「企業と財務諸表利用者との対話の充実を促す」ことや「企業と監査人とのコミュニケーションの更なる充実、監査品質の向上」などを期待する声があった一方、以下のような課題も確認され、今後、具体的に検討していく必要があるとの意見が聞かれました。

- ・財務諸表利用者にとって有用な情報とするために、KAM として記載すべき項目

の選択と記載内容をどうするのか。

- KAM を含む監査報告書の円滑な作成、開示に向けて、監査人と企業のそれぞれ、また、両者の間で、どのような手続が必要となるか。
- 監査報告書における KAM の開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間での調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるか。
- 上記のような手続を踏むことについて、どの程度の追加的な時間を要するのか。

#### (2) 意見交換を踏まえての今後の検討の方向

「監査報告書の透明化」が国際的に進められている中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、遅れをとることは避けなければなりません。今後、企業会計審議会（金融庁長官の諮問機関）の専門部会で、上記の実務上の課題についての検討を含め、「透明化」について具体的な議論を進めていくことものと考えられます。なお、日本経済新聞によると、2020年3月期からの導入を目指すと報道されています。

### 6. 監査人と監査役等との協働について

監査報告書改革が実効性を発揮するには、監査人と監査役等との取組みが上手くいくか、監査人と監査役等との連携強化及びコミュニケーションの PDCA サイクルを廻せるかどうかにかんじます。単に監査人の監査報告書による情報提供に留まってしまえば、その意義が半減してしまいます。

監査人は、独立的な立場から、いかなる虚偽表示リスクを識別し、いかなる監査対応を行ったのかを KAM に記載しますので、監査役等に対して KAM の前提となる十分な情報を提供するとともに、監査報告書に記載した KAM にいかに適切に対応したかが問われますが、一方、監査役等においても、監査人から提供された情報をもとに、それらの事項にいかなる対応及びモニタリングを行ったかが問われてきます。監査人と監査役等との間でコミュニケーションの PDCA サイクルが構築され、監査役等に対して KAM を通じた情報提供が行われることで、監査人と監査役等との連携が従来以上に拡充することが要請されているものと考えます。

現在、監査人と監査役等とのコミュニケーションは充実しつつありますが、監査上の重要な虚偽記載リスクがどこにあるのか、それをどう評価するのかについて、従来に増して、監査人と監査役等とでそれぞれの真摯な意見交換が必要となってくるでしょう。

また、企業の経営者は、監査役等を通じて、監査人がいかなる点を重要な虚偽表示リスクと認識しているかを知ることになり、企業の経営者によるリスク情報開示も拡充することが予想されます。経営者による情報の開示を受け、監査役等によるモニタリング及び監査人とのコミュニケーションが行なわれることで、監査人、監査役等、経営者が連鎖で繋がり、三者間で重要な虚偽表示リスクの共有化を図っていくことが、ひいては財務諸表の信頼性

及び企業のコーポレート・ガバナンスの向上に繋がるものと信じます。

## 7. おわりに

今般の監査報告書改革は、アメリカにおいて1934年証券取引法によって現在のよう  
な財務諸表監査が法定化されて以来の大改革であることはもとより、外部監査およびコー  
ポレート・ガバナンスに係る大きな改革の契機として位置づけられています。

「監査報告書の透明化」が真に実効性を伴うものとして導入されるためには、その目的や  
問題意識が関係者（監査人、監査役等、経営者）の間で適切に共有される必要があります。

また、会社法上の監査報告書の取扱いをどうするのかも含めた専門部会の詳細な議論が待  
たれるところであります。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

以上